

## 公的研究費に係る不正防止への取組みに関する基本方針

2017年6月30日制定

株式会社三井造船昭島研究所（以下「当社」という。）は、公的研究費に係る不正防止への取組みに関する基本方針を以下のとおり定め、当社における公的研究費に係る運営・管理を適正に行うための環境整備を行っていくとともに、公的研究費に係る不正防止を図る。

### 1. 公的研究費に係る不正防止に係る運営・管理体制

次の運営・管理体制で、公的研究費に係る不正防止に努める。

#### ① 最高管理責任者

当社社長が、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針の策定・周知・実施に関して、最終責任を負い、全社を統括する。

#### ② 統括管理責任者

業務統括部長は、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針の策定・周知・実施について、最高管理責任者を補佐し、具体的な対策を策定・実施し、実施状況の確認を行う。

#### ③ 部局責任者

研究担当部署の統括部長は、公的研究費に係る運営・管理について、研究担当部署において不正防止対策を実施し、その実施状況の確認を行う。

また、当社の受注発注に関する「決裁基準」と「従業員就業規則」を徹底し、責任の明確化とダブルチェック体制を確実なものとする。

### 2. 公的研究費に係る不正防止に係る運営・管理規定

公的研究費に係る不正防止に関して、次の行動規範、規定、計画を定め、社内外に周知し、公的研究費に関する不正防止を図る。

#### ① 「研究開発活動に係る行動規範」

公的研究費に係る研究開発活動に於ける「研究費の不正使用」（他の用途への使用等）、「研究費の不正受給」（架空発注等）及び「研究における不正行為」（ねつ造、改ざん、盗用）の不正防止に関する行動規範を定める。

#### ② 「公的研究費に係る監査・調査要領」

公的研究費に係る研究開発の監査・調査の要領と、告発等があった際の取扱いについて規定する。

#### ③ 「公的研究費に係る不正防止計画」

公的研究費に係る研究開発活動に於ける不正防止計画を定める。

### 3. 公的研究費に係る不正防止に係る環境の整備

- 1) 「研究開発活動に係る行動規範」、「公的研究費に係る監査・調査要領」、「公的研究費に係る不正防止計画」を社内に周知する。
- 2) 「研究費の不正受給」、「研究費の不正使用」、「研究における不正行為」に関するコンプライアンス教育を実施する。
- 3) 各部署で定期的に「コンプライアンスミーティング」を実施し、「コンプライアンス委員会」でのフォローアップを実施する。

### 4. 公的研究費に係る不正防止に係る不正防止計画の実施

- 1) 研究担当部署は、「公的研究費に係る不正防止計画」に則り、公的研究費に係る不正防止に努める。
- 2) 最高管理責任者および統括管理責任者は、「公的研究費に係る不正防止計画」の実施状況を確認し、関係者を指導する。
- 3) 不正があった際には、「コンプライアンス委員会」による調査を行う。
- 4) 不正があった際には、不正を行ったものに対して「従業員就業規則」および「懲戒取扱規程」に基づき厳正な処分を行う。

### 5. 公的研究費に係る運営・管理活動の適正な実施

- 1) 「研究開発活動に係る行動規範」を社内に周知し、「公的研究費に係る監査・調査要領」に則り公的研究費の予算執行を確認するとともに、「公的研究費に係る不正防止計画」に基づき社員および業者の不正防止を図る。

### 6. 公的研究費に係る不正防止に係る情報伝達体制

- 1) 公的研究費に係る事務処理手続き及び準拠すべき配分機関契約書類等に関する業務相談窓口として、業務統括部管理グループを充てる。
- 2) 公的研究費に係る不正告発の「通報窓口」として、「コンプライアンス委員会」および「三井造船の相談・通報制度（ヘルプライン）」を定め、社内に周知する。
- 3) 本「公的研究費に係る不正防止への取組みに関する基本方針」を、当社社外ホームページにて公表する。

### 7. 公的研究費に係る不正防止に係る適正なモニタリングの実施

- 1) 「公的研究費に係る監査・調査要領」に則り、公的研究費の予算執行状況等の内部監査を実施する。

以上